

12/14 福井

# 伊方3号運転差し止め

## 広島震災後高裁で初

四国電力伊方原発★NEWSの言葉★3号機(愛媛県伊方町)の運転差し止めを求め、広島市の住民らが申し立てた仮処分即時抗告審で、広島高裁は13日、運転差し止めを決定した。直ちに効力を持ち、対象期間は来年9月30日まで。3号機は定期検査中で、四国電が来年1月に稼働を再開する計画は事実上不可能となり、政府や電力会社の原発再稼働方針には再び大きな打撃となった。【4面に表層深層、8面に関連記事】

東京電力福島第1原発事故後、原発の再稼働や運転を禁じる高裁段階の司法判断は初めて。四国電は高裁に異議を、決定の効力を一時的に止める執行停止を申し立てる。

- 四国電力は伊方原発3号機を2018年9月30日まで運転してはならない
- 火山の影響に関し、伊方原発が新規規制基準に適合するとの原子力規制委員会の判断は不合理
- 過去の阿蘇カルデラの噴火で火砕流が原発敷地に到達した可能性が十分小さいとはいえず、立地として適さない
- 原発から約100\*の広島市は事故時に住民の生命、身体へ重大な影響が及ぶ地域に相当

野々上友之裁判長は、熊本県・阿蘇カルデラで大規模噴火が起きた際に、原発が約130\*の距離にある点を重視。「火砕流が到達する可能性が小さいとはいえず、立地には適さない」とした。活火山の桜島を抱える鹿児島県の九州電力川内原発(薩摩川内市)

など火山と原発の立地を巡る議論にも一石を投じた。高裁決定は、原子力規制委員会が安全性を審査する内規として策定した「火山影響評価ガイド」を基に、四国電が実施した伊方原発内の地質調査やシミュレーションを検討。約9万年前の阿蘇カルデラ噴火で火砕流が原発敷地内に到達した可能性が小さいとはいえないとして、四国電の想定は過小だと判断した。火山の噴火による危険について、原発の新規制基準に適合するとした規制委の判断は

不合理だと指摘し「住民らの生命、身体に対する具体的な危険の恐れが推定される」とした。差し止めの期間は、広島地裁で争われている差し止め訴訟で本格的な審理を経た結果、迅速に判断する仮処分と異なる結論が出る可能性を考慮した。

原発から約100\*離れた広島市の住民にも広域被害の恐れを認めており、福井県の関西電力高浜原発3、4号機(高浜町)に関して昨年3月に大津地裁が半径70\*圏に当たる滋賀県の住民の申し立てを認め

た決定よりも範囲が拡大した。3月の広島地裁決定は新規基準や四国電の地質、津波想定などには合理性があると判断し、申し立てを却下していた。伊方3号機は昨年8月に再稼働し、現在は定期検査中で停止している。来年1月22日に送電を再開、同2月20日に営業運転に入る見通しだった。

# 火山噴火の影響重視

## 高裁、規制委「ガイド」厳密に適用

### 100キロ圏被害地域と判断

#### 伊方3号運転差し止め



佐田半島の付け根にある四国電力伊方原発。2015年5月、愛媛県伊方町

四国電力伊方原発3号機を巡る13日の広島高裁決定と従来の原発裁判の違いは、火山噴火の影響を重視した点だ。原子力規制委員会が安全性を審査する内規として策定した「火山影響評価ガイド」の内容を厳密に当てはめ、過去の火砕流が到達した可能性を考慮、伊方原発の立地条件が適切でないとの結論を導いた。

【1面に本記】

決定はまず、仮処分を申し立てた広島市の住民らが伊方原発から約100キロの距離に住んでいる点について、事故時には身体、生命へ重大な被害が及ぶ地域だと判断。この点は四国電力高浜原発3、4号機の運転を差し止めた昨年3月の大津地裁決定が対象とした約70キロから範囲が拡大した。

判断の枠組みについては、原発の危険がないと立証する責任は四国電力側であり、この主張、立証を尽くさない場合は具体的な危険の存在が推定される。最後に、火山の影響を検討。火山ガイド上の対象となる伊方原発から約130キロの熊本・阿蘇カルデラは、原則40年の原発運用期間中の火

災活動が十分小さいとはいえない。これは過去最大規模の約9万年前の噴火を想定することに定できないと判断。この場合、火砕流が原発敷地に到達した可能性を検討。四国電力の地質調査やシミュレーションでは、火砕流が敷地に到達した可能性が十分小さいとは評価できないとし、立地に適さないと結論付け

四国と九州の原発と周辺にあるカルデラ



(九州電力の資料による)

#### 伊方原発差し止め仮処分の争点

住民側	四国電力	広島高裁決定	広島高裁決定
近隣の断層帯や巨大地震の断層帯の影響を評価している	断層帯の断層帯を評価している	断層帯の断層帯を評価している	断層帯の断層帯を評価している
断層帯の断層帯を評価している	断層帯の断層帯を評価している	断層帯の断層帯を評価している	断層帯の断層帯を評価している
断層帯の断層帯を評価している	断層帯の断層帯を評価している	断層帯の断層帯を評価している	断層帯の断層帯を評価している

## 「大飯控訴審の証拠に」

### 本県住民側弁護士団 高裁決定を評価

四国電力伊方原発3号機の運転差し止め決定を受け、名古屋高裁金沢支部で四国電力大飯原発3、4号機(おおい)の運転差し止めを求めている福井県住民らの弁護士団は、「大飯控訴審で住民側は、一面的な証拠を持つ決定」と評価した。広島高裁が火山灰濃度の想定が過小だと認め、想定が過小だと認め、人権を求めたが、金沢支部は却下している。島田広井護士(島本祥之)は、高裁決定を評価し、大飯控訴審で住民側は、一面的な証拠を持つ決定」と評価した。広島高裁が火山灰濃度の想定が過小だと認め、想定が過小だと認め、人権を求めたが、金沢支部は却下している。島田広井護士(島本祥之)は、高裁決定を評価し、大飯控訴審で住民側は、一面的な証拠を持つ決定」と評価した。

#### 野々上裁判長 今月で退官

四国電力伊方原発3号機の運転差し止めをめぐり、2009年には裁判長を務めた野々上友之裁判長が、今月で退官を迎える。野々上裁判長は、伊方原発3号機の運転差し止めをめぐり、2009年には裁判長を務めた野々上友之裁判長が、今月で退官を迎える。野々上裁判長は、伊方原発3号機の運転差し止めをめぐり、2009年には裁判長を務めた野々上友之裁判長が、今月で退官を迎える。



野々上友之裁判長

# 規制委判断に疑問提示

原発の運転差し止めを巡る最近の主な裁判

原告	被告	裁判内容	判決
関西電力 大飯原発3、4号機 (福井県おおい町)	福井地裁	差し止め (2014年5月判決)	名古屋高裁金沢支部で控訴審が17年11月に結審
関西電力 高浜原発3、4号機 (福井県高浜町)	大津地裁	差し止め (16年3月) (仮処分決定)	大阪高裁が差し止めの仮処分を取り消し (17年3月)
九州電力 川内原発1、2号機 (鹿児島県薩摩川内市)	鹿児島地裁	住民側の仮処分申し立て却下 (15年4月)	福岡高裁宮崎支部が住民側の即時抗告を退け終結 (16年4月)
四国電力 伊方原発3号機 (愛媛県伊方町)	松山地裁	住民側の仮処分申し立て却下 (17年7月)	高松高裁で即時抗告審中
	広島地裁	住民側の仮処分申し立て却下 (17年3月)	広島高裁が住民側の即時抗告で差し止め決定 (17年12月)

## 伊方3号運転差し止め

### 表層 深層

原告側 「震災後最も重大決定」

広島高裁が四国電力伊方原発3号機(愛媛県)の運転について高裁として初めて差し止めを決定し、政府や電力会社は慌てた。政権が「世界一厳しい」とする原発の新規制基準に適合していると、原子力規制委員会の判断に疑問符を投げつけたためだ。規制委の審査を盾に再稼働を進める安倍政権の「方程式」は崩壊。電力会社は司法判断から目を背けられなくなっている。



伊方3号機 差し止めの決定を、垂れ幕を掲げる住民 例13日午後

## 原告側 「震災後最も重大決定」

「東京電力福島第1原発事故が起きた。3・11後の裁判で最も重大な決定が出た。高裁で勝ったのは初めてだ。住民側代理人の海渡雄一弁護士は東京都内で記者会見し、広島高裁の決定を称賛した。第1原発事故で原発の安全神話が崩れ、運転差し止めを求め争った中、訴訟や仮処分の申し立ては全国で約40件に上る。複数の地裁で運転差し止めを命じた判決や仮処分決定が出たが、高裁では全て覆った。海渡氏は今回の決定で潮目が変わると期待する。

「日本全国にある火山の危険に目を向けたのも画期的だ。広島高裁は阿蘇カルデラで大規模な噴火が起これば火砕流が敷地内流れ込み、火砕流山灰によって機器が使用できなくなったりする恐れがある」と、規制委の判断の誤りを具体的に指摘した。海渡氏は火災の影響が過小評価されているのは全ての原発に当てはまる」と力を込める。

政府は「あくまで司法の決定だ。規制委が認めた原発の再稼働を進める政府の方針に変わりはない」と(経済産業省幹部)と平静を装った。しかし、電力会社は再稼働を進めるため、規制委のお墨付を得ることを立地自治体の説得材料としていた。電力関係者は「悪い流れにならないか不安だ」と懸念を認める。

2013年に新規制基準が施行されたから再稼働した原発は伊方3号機を含めて5基。政府は30年度に原発でつくる電力の割合を全体の発電量の20〜22%まで引き上げる計画だが、25〜30基が必要。再稼働が進まなければ計画は狂う。

電力会社は原発が再稼働すれば、火力発電の燃料となる天然ガスの購入費を抑えられ、利益が出る構図から抜け出せていない。四国電力の原田雅仁常務は「原発は必要だ。今後われわれの考えを主張していきたい」と訴えるが、裁判で理解を得られるかは分からない。

## 仮処分来月9月まで 異議審は別の裁判長

仮処分は民事保全法に定められた手続きで、通常の訴訟で争っている間に著しい損害や急迫の危険が生じるのを避ける必要から、当事者の申し立てに基づき裁判所が審理する。認めると仮処分が執行される。認めると仮処分が執行される。認めると仮処分が執行される。

対し広島高裁へ異議申し立ての手続きを取る方針を明らかにしている。差し止めを命じた野々上友之裁判長は今年下旬に定年退官となり、別の裁判長が審理を担当する見通し。伊方3号機は今後、差し止めの決定を覆す司法判断が出るか、決定が差し止めの対象期間とした来年9月30日を過ぎるまで法的に動かすことができない。3号機は定期検査中で、来年1月に再稼働する

当初の計画は困難となった。四国電力は、原発の停止によって「償還」できない損害が生じると訴えて一時的に仮処分の効力を止める執行停止の手続きも別途申し立てる方針で、認められた場合は異議審の間も例外的に運転が可能となる。

